

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局	(令和3年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>【指摘9】補助金交付申請書について</p> <p>当該事業は、仙台市を代表する祭りである仙台・青葉まつりの開催支援のため補助金の交付を行うとともに、本市の観光資源として国内外に発信し、観光客の誘致を図るものである。</p> <p>当該事業の中で、助成金の交付申請における必要書類として、補助金交付申請書の提出が要綱にて定められている。当該事業において、補助金交付申請書は提出されているものの、申請書の日付に本来令和3年と記載すべきところ、令和2年と記載されるという誤りがあった。</p> <p>市担当者に確認したところ、令和2年という記載は誤りであり、受領時に確認した際に発見することが出来なかった、との回答を得た。</p> <p>市は、申請書が適切に作成されていることを確認する責任があり、必要な情報が網羅的に記載された書類にて確認する必要があると考える。</p>	<p>補助金交付に係る申請書受付時には、記載内容に誤りがないか複数人による確認を徹底することとした。</p> <p>また、総務局文書法制課より各課室公所長に対し文書事務に係る留意事項についての通知がなされた。</p> <p>各課室公所長への通知日 令和4年4月11日</p>	